

○ 金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十二号）

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

（注）令和三年三月三十一日公表の改正案適用後のもの。

改正後				改正前（注）			
(別紙様式第二号) 〔（第一面）～（第三十五面） 略〕 <u>（第三十六面）</u> (単位：百万円)				(別紙様式第二号) 〔（第一面）～（第三十五面） 同左〕 〔面を加える。〕			
ENC1：担保資産の状況							
項番		イ	ロ	ハ			
		担保に供されている資産の額	担保に供されていない資産の額	合計			
オフ・バランスシートの資産							
1	現金預け金						

2	特定取引資産				
3	有価証券				
4	貸出金				
5	・・・・・・・・				
	合計				
オフ・バランスシートの資産					
	証券化エクス ポージャー				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a この面においては、自己資本規制比率上の連結範囲に基づくオフ・バランスシートの資産及びオフ・バランスシートの資産である証券化エクスポージャーを対象として計数を記載すること。

- b 項番 1 から項番 4 までは例示であり、各金融機関は必要に応じて項を追加・削除すること。
- c イ欄には、法令、規則、契約その他の制約（市場流動性に関する制約を除く。）により、各金融機関が流動化、売却、移転、譲渡を行うことが禁じられている又は制限されている資産の額を記載すること。
- d 「合計」の項へ欄には、自己資本比率規制上の連結範囲に基づくオン・バランスシートの総資産の額を記載すること。
- e この面に定める項目につき自金融機関で該当する額がない場合には、「ー」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(別紙様式第四号)

〔(第一面) ～ (第二十八面) 略〕
〔第二十九面〕
(単位：百万円)

ENC1：担保資産の状況			
項番			
	イ	ロ	ハ
	担保に供され	担保に供され	

(別紙様式第四号)

〔(第一面) ～ (第二十八面) 同左〕
[面を加える。]

		ている資産の 額	ていない資産 の額	合計
オン・バランスシートの資産				
1	現金預け金			
2	特定取引資産			
3	有価証券			
4	貸出金			
5				
	合計			
オフ・バランスシートの資産				
	証券化エクス ポージャー			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a この面においては、自己資本規制比率上の連結範囲に基づく
 オン・バランスシートの資産及びオフ・バランスシートの資産
 である証券化エクスポージャーを対象として計数を記載するこ
 と。

6 項番1から項番4までは例示であり、各金融機関は必要に応じて項を追加・削除すること。

c. イ欄には、法令、規則、契約その他の制約（市場流動性に関する制約を除く。）により、各金融機関が流動化、売却、移転、譲渡を行うことが禁じられている又は制限されている資産の額を記載すること。

d 「合計」の項へ欄には、自己資本比率規制上の連結範囲に基づくオン・バランスシートの総資産の額を記載すること。

e この面に定める項目につき金融機関で該当する額がない場合には、「－」を記載すること。

f この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

備考 表中の「」の記載は注記である。